

土地賃貸借契約書

賃貸人蘭越町を甲とし、賃借人 蘭越町木彫品製作組合を乙として甲乙間において次のとおり土地賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、その所有する後記土地（以下「本件土地」という。）を、次条以下の約定により乙に貸渡し、乙はこれを借受ける。

第2条 乙は、本件土地を 木彫品展示販売所 として使用するものとし、その他の目的のために使用してはならない。

2 乙は、名義、形式のいかんを問わず、本件土地を第三者に使用させ、あるいは本契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。

第3条 契約期間は、平成元年 6月27日から平成6年 3月31日までとする。

2 前項に定める契約期間が満了する3ヶ月前までに甲又は乙から特段の意思表示がないときは、更に1年継続するものとする。

3 前項の定めは、同項により継続された借受期間を更に継続する場合について準用する。

第4条 乙は、本件土地の賃借料として1年につき金 ^{元年度} 4,016 円 5,292 円 とする。

ただし、賃貸借期間内における1年に満たない賃借料の算定は、日割計算により行う。

第5条 賃借料の支払いは、年払いとし甲の発行する納入通知書により指定の場所に納入しなければならない。

第6条 本件土地の価格が著しく変動したときは、甲乙協議して賃借料を適正な価格に改定することができる。

第7条 甲は、次の各号の1に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が本件土地を必要としなくなったとき。

(3) 甲が本件土地を公共用等に使用する必要が生じたときあらかじめ1ヶ月前に乙に通告し本契約を解除することができる。

ただし、乙は本契約を解除した場合本件土地を無条件で甲に返還しなければならない。

第8条 乙は本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第9条 本契約期間の満了又は第7条による解除があったときは、乙はただちに本件土地の工作物を撤去し、本件土地を原状に復したうえ、甲に返還するものとする。

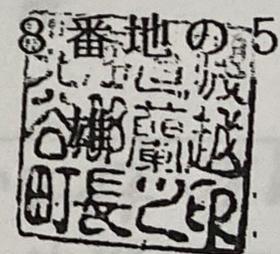
第10条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

第11条 本契約に関し、疑義のあるとき又は、定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

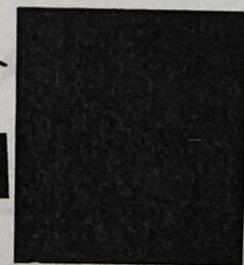
この契約の締結を証するため、この契約書を二通作成し、各自記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 元年 6月 27日

(甲) 住所 磯谷郡蘭越町蘭越町25番地の5
氏名 蘭越町長 宮谷内 留



(乙) 住所 磯谷郡蘭越町蘭越町
氏名 蘭越町木彫品製作組合
組合長



後記

磯谷郡蘭越町字湯里の50番の1号
宅地 210㎡